

救急医療・救急業務に関する各種イベントを開催します

9月9日(金)は救急の日です。救急医療や救急業務に対する理解と認識を深めていただくとともに、応急手当の重要性を普及啓発するため、次の行事を開催します。

【上級救命講習会】

開催 9月4日(日) 9時～17時
場所 消防本部3階「講堂」

対象 成人・小児・乳幼児を対象とした心肺蘇生法、AEDの取扱い、外傷の応急手当、搬送法等

参加者 中学生以上の方
定員 15名「先着」

申込 8月31日(金)までに、下記へお申し込みください。

その他 事前学習として、ホームページ内の「eラーニング救命講習」を受講してください。

申込書 <https://www.city.tanabe.lg.jp/shoubou/e-raning.html>

【街頭広報】

救急安心センター(#7119)や救急車の適正利用の普及啓発

開催 9月5日(日)
時間 10時30分～11時30分
場所 湯源田辺店

【救急功労者表彰式】

医療従事者等で救急業務及び救急医療について、特に功績のあった方々に、左記の表彰を行います。

開催 9月8日(土)

表彰者 市長表彰1名

表彰者 市長・医師会会長連名表彰3名
田辺市救急医療週間推進協議会事務局(消防本部田辺消防署)
TEL 0739(22)0119

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の確認書を送付しています

令和4年度住民税非課税世帯の対象となる方には、7月下旬から確認書を送付しています。なお、既に本給付金を受け取られた世帯等は対象となりません。

また、令和4年1月以降コロナの影響で収入が減少した方や、避難先に住民票を移していないDV等避難者については、要件等を(確認の上、申請してください)。

■支給額 1世帯当たり10万円

■住民税非課税世帯 確認書に必要事項を記入の上、返信してください。

◆家計急変世帯 9月30日(金)までに、申請書を添付書類とともに下記に、郵送又は直接提出ください。

◆避難先に住民票を移していないDV等避難者 避難先の居住市町村に申出・申請してください。

田辺市地域保健福祉推進補助金を追加募集します

紀伊田辺駅前駐車場等の指定管理者を募集します

指定管理者の指定期間 令和5年4月1日～令和8年3月31日

募集要項等の配布 8月1日(日) 30日(土)に、左記又は各行政局産業建設課(19ページ参照)で配布するほか、ホームページからも取得できます。

現地説明会 8月22日(日) 14時～16時(金)までに要予約

対象施設

◆紀伊田辺駅前駐車場

◆紀伊田辺駅前第二駐車場

◆紀伊田辺駅前自転車駐車場

申込 8月1日(日)～31日(土)「消印」に、左記へお持ちいただくか、郵送してください。

管理課管理係(本庁舎別館1階) TEL 0739(26)9966
住所 新屋敷町1-64-6
申込書 <https://www.city.tanabe.lg.jp/kanri/ekimaeshitekanri.html>

いきいき! 健康コラム

第4回 夏バテ対策



夏バテは、室内外の温度差を繰り返すことで体の働きが正常に機能しなくなり起こります。特に内臓や血管などの働きをコントロールする自律神経が乱れると、疲れやだるさが出てきます。暑い夏を元気に乗り切るために、次の点を意識しましょう。

◇外気温との温度差に気をつける

室内外の温度差や体の冷やし過ぎは自律神経の乱れを招きます。エアコンの風が直接当たらないようにするなど、体を冷やしすぎないように注意しましょう。

◇しっかり睡眠をとり、疲れをためない

睡眠によって自律神経のバランスを整え、疲労回復につなげましょう。

◇軽い運動を行う

熱中症に気をつけて、ラジオ体操やストレッチなどの軽い運動を行いましょう。

◇入浴時には湯船につかる

38～40℃程度のぬるめの湯船にゆっくりつかって、心身をリラックスさせましょう。

◇バランスの良い食事をとる

バランスの良い食事を意識し、十分な栄養をとって疲労回復を図りましょう。特に疲れをとるといわれるビタミンを多く含む野菜や果物を食べましょう。

◇こまめな水分補給を心掛ける

のどが渇いていなくても、1日1.2リットルを目安にこまめに水分を補給しましょう。

田辺市地域保健福祉推進補助金を追加募集します

市民団体や市内の民間企業が高齢者等の保健福祉の増進を図るために、行う先導的事業に対して補助をします。

※国、県、市の他の補助金の対象となる事業は除きます。

■補助金額 補助対象経費(事業の運営に要する費用で、施設建設等に要する費用は除きます。)に相当する額とし、市民団体は1事業につき100万円、市内の民間企業は1事業につき50万円を上限とします。

※予算の都合上、補助金額の全額を補助できない場合があります。

■交付期間 上限3年間

■申込 9月30日(金)までに、申込書に事業計画書、活動実績書を添えて左記へ提出してください。申込書等は、左記で配布しているほか、ホームページからも取得できます。

申込書 <https://www.city.tanabe.lg.jp/fukushi/index.html>

TEL 0739(26)4900

住所 <https://www.city.tanabe.lg.jp/fukushi/index.html>

8月の納税等

- 市県民税 普通徴収…第2期分、年金特別徴収…8月徴収分、給与特別徴収…7月徴収分
 - 国民健康保険税 普通徴収…第2期分、特別徴収…8月徴収分
 - 介護保険料 普通徴収…第2期分、特別徴収…8月徴収分
 - 後期高齢者医療保険料 普通徴収…第2期分、特別徴収…8月徴収分
- ※納期限後の納付は、督促手数料及び延滞金を加算する場合があります。

市の人口 令和4年6月末現在

人口	男 32,978人 (-34)
	女 37,220人 (-41)
	計 70,198人 (-75)
世帯数	35,053世帯 (-1)
	※()内は前月比
6月の出生	男 15人 女 8人

田辺市人権教育啓発推進懇話会の一一般公募委員を募集します

田辺市人権教育啓発推進懇話会では、人権教育及び人権啓発が更に推進されるよう、基本的な方向や施策のあり方に関し必要な事項を審議しています。

◆市内在住の18歳以上の方

◆国又は地方公共団体の議員及び職員でない方

◆任期中に数回開催する会議(平日昼間)に出席できる方

定員 2名

■任期 令和6年3月31日まで

申込 8月31日(金)「必着」までに、申込書に「田辺市における人権尊重のまちづくり推進のために必要なこと」をテーマにした700字(800字の小論文を添えて、左記へ直接又は郵送、Eメールでお申し込みください。申込書等は、左記又は各行政局総務課(19ページ参照)で配布しているほか、ホームページからも取得できます。

申込書 <https://www.city.tanabe.lg.jp/jinken/koubojin.html>

TEL 0739(26)9912

住所 <https://www.city.tanabe.lg.jp/jinken/koubojin.html>

医療費助成制度のお知らせ

現在、助成を受けていない方で次の助成制度の対象の方は、下記へお問い合わせください。

- 【子ども医療費助成制度】
 ①保険診療の自己負担分を助成
 ②中学校卒業まで（15歳到達日以後、最初の3月31日まで）の子供（所得制限なし）
 【ひとり親家庭等医療費助成制度】
 ③保険診療の自己負担分を助成
 ④配偶者のいない方で、18歳以下（18歳到達日以後の最初の3月31日まで）の子供を扶養している方及びその子供（所得制限あり）
 【老人医療費助成制度】
 ⑤保険診療の自己負担分（3割）の3分の1を助成
 ⑥67歳～69歳の方（収入制限の他、受給資格要件あり）
 【精神障害者通院医療費助成制度】
 ⑦当該医療を受けた場合の1割自己負担分を助成
 ⑧自立支援医療（精神通院）受給者証をお持ちの方
 【重度障害者等医療費助成制度】
 ⑨保険診療の自己負担分を助成（身体障害者手帳3級の方は入院医療費のみ対象）

⑩65歳までに身体障害者手帳（1～3級）又は精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳Aを取得された方、特別児童扶養手当1級を受給されている方（所得制限あり）
 【各助成制度の受給者証をお持ちの方へ】
 重度障害者等医療、老人医療の受給者証が8月1日⑪から新しくなります。医療機関で受診される際には、必ず新しい受給者証を健康保険証とともに提示してください。なお、古い受給者証は、左記まで返却いただくか、裁断処分してください。

また、過去5年間に県外での受診等により、医療費（保険診療分のみ）を支払っている場合は、払戻しの申請ができますので、受診時の領収書・振込先の分かるものを持参の上、左記又は各行政局住民福祉課（19ページ参照）でお早めに申請してください。
 ⑫0739（26）9926
 ⑬0739（26）9926

特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当の現況届を提出してください

下表の手当を受給されている方は、8月31日⑭までに下記又は各

児童扶養手当の現況届を提出してください

8月31日⑮までに左記又は各行政局住民福祉課（19ページ参照）へ現況届を提出してください。受給資格者には8月上旬に案内を郵送します。受給から5年経過した方等は、児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書と関係書類も提出してください。

現況届を未提出の場合は、11月分以降の手当の支給を受けることができなくなります。

また、現況届を未提出のまま2年間経過すると、受給権がなくなりますので、ご注意ください。
 ⑮0739（26）9925
 ⑯0739（26）9925

国民健康保険「限度額適用認定証」の更新をお忘れなく

国保では、入院や高額な外来診療を受ける場合に、医療機関等の窓口での自己負担を所得に応じた限度額までとする限度額適用認定証を、申請により交付しています。限度額適用認定証は、毎年7月31日が有効期限となっています。

行政局住民福祉課（19ページ参照）へ現況届を提出してください。該当者には事前に案内を郵送します。現況届を未提出の場合は、8月分以降の手当を受けることができなくなりますのでご注意ください。
 ⑰障害福祉室 障害福祉係（市民総合センター1階）
 ⑱0739（26）4902

手当の種類	対象	支給額（月額）
特別障害者手当	在宅で重度の重複障害（国民年金法における1級の障害が重複する程度等）により、日常生活で常時特別の介護を必要とする20歳以上の方。（医療機関に継続して3か月を超えて入院している方は対象外。）所得制限あり。	2万7,300円
障害児福祉手当	在宅で重度の障害（身体障害者手帳1級程度等）により、日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の方。所得制限あり。	1万4,850円
特別児童扶養手当	在宅で身体や知的又は精神に中程度以上の障害がある20歳未満の児童を養育している方。所得制限あり。	1級：5万2,400円 2級：3万4,900円

補助金

- 対象地域 旧田辺市のうち秋津川・上野・長野・伏菟野及び旧町村
- 補助金額 空き家の改修に要する金額から県補助金を除いた金額の2分の1（上限80万円）
- ⑲0739（33）7714
 ⑳0739（26）9924
 ㉑https://www.city.tanabe.lg.jp/tanabeigyuu/index.html

市有物件を売却します

旧田辺市立図書館の土地及び建物を公募型プロポーザル方式により売却します。

- 土地
 ◇所在 上屋敷二丁目147番1
 ◇地目 宅地
 ◇地積 1358.29㎡
- 建物
 ◇所在 上屋敷二丁目3番43号
 ◇構造 鉄筋コンクリート造2階建て
- ◇延床面積 843.30㎡
- ◇建築年 昭和37年
- ㉒8月2日⑳～24日㉑に、下記へ参加表明書等を提出し、9月26日㉒～10月12日㉑に、提案書類を提

都市計画の案の縦覧を行います

都市計画決定に向けた都市計画法第17条第1項の規定による縦覧を左記のとおり行います。当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに意見書を提出することができます。
 ㉓8月22日㉔～9日5日㉕
 ㉖0739（26）9964
 ㉗https://www.city.tanabe.lg.jp/keiyaku/index.html

都市計画課（本庁舎別館1階）縦覧に供する案の内容

- ◇田辺都市計画道路（文里湾横断道路、外環状線の変更）
- ◇田辺都市計画公園（神楽公園の変更）
- ◇田辺都市計画臨港地区（文里港臨港地区の変更）
- ⑳0739（26）9937

有料広告 広告主及び広告内容については、市が推奨等するものではありません。広告内容についてのお問合せは、直接広告主をお願いします。

有料広告
 2 枠連結（縦 46mm × 横 174mm）

世界農業遺産住民提案型地域活動支援事業を追加募集します

みなべ・田辺地域世界農業遺産推進協議会では、世界農業遺産に認定された「みなべ・田辺の梅システム」の保全・活用に関する取組を推進するため、地域の自主的な活動を支援します。
【対象事業】世界農業遺産「みなべ・田辺の梅システム」の保全・活用を推進する活動
【事業実施期間】補助金交付決定日～令和5年2月28日
【8月1日～12日17時「必着」】に、梅振興室（本庁舎別館2階）へ申請してください。申請書類は、梅振興室で配布するほか、世界農業遺産「みなべ・田辺の梅システム」専用サイトからも取得できます。
【お問い合わせ先】
みなべ・田辺地域世界農業遺産推進協議会事務局（みなべ町うめ課内）
☎0739（33）9310
□ https://www.giahs-minabetanabe.jp/

森林の土地の取得・森林の伐採は届出が必要です

【森林の土地を取得したとき】
相続や売買などによって森林の土地を新たに取得したときは、森林法に基づき届出が必要です。
【届出期間】土地の所有者となつた日から90日以内
【届出方法】所定の届出書等を下記へ提出してください。届出書はホームページから取得できます。
【森林の立木を伐採するとき】
森林の立木を伐採するときは、森林法に基づく伐採の届出・許可申請等が必要です。届出・許可申請等をせずに伐採を行うと、罰金が科せられる場合があります。届出書はホームページから取得できます（今年度から、届出書が一部変更）。
なお、1ha以上の森林の開発行為を行う場合は、県への林地開発許可申請が必要です。
【普通林の場合】
函県が定める地域森林計画の対象

田辺市地域経済持続化支援金（令和4年4月～6月対応型）を受け付けています

■交付対象者 市内に事業所・店舗等を有する中小企業者のうち、新型コロナウイルス感染症等により著しく影響を受けた方
■申請要件（一部抜粋）
◇令和4年4月～6月の月平均の事業収入額と令和3年、令和2年又は令和元年の同期の月平均の事業収入額を比較して、20%以上減少していること
◇令和4年3月31日時点において、市内で事業を営み、今後も継続して事業を行う予定であること
【郵送で申請】簡易書留等の追跡ができる方法により申請書等を送付してください。
【特設窓口で申請（完全予約制）】
予約日時に申請書等を持参の上、申請会場までお越しください。
・予約連絡先
☎0739（33）7796
【9時～18時】
【本庁舎別館3階「大会議室」】
【各行政局で申請】事前に各行政局産業建設課（19ページ参照）へお問い合わせください。
■申請期限 9月30日【消印】
■申請書類の取得方法 申請書類

みんなでまちづくり補助金の2次募集をします

【施設整備補助】（ハード事業）
■補助対象事業 令和4年4月1日～令和5年3月31日に民間が所有する用地に公共性の高い施設等を整備する事業
■補助金額 補助対象経費の4分

令和5年度ごみ収集カレンダーへの広告を募集します

■枠の大きさと金額 収集日程を掲載したページの12月を除く下段の11枠
◇1枠を1広告とする場合（縦35mm×横130mm）
1万6500円（消費税込み）
◇2枠を1広告とする場合（縦35mm×横270mm）
3万3000円（消費税込み）
※令和5年度の作成予定部数は、4万7500部です。
【8月1日～31日】に、申請書類を左記へ提出してください。申請書類は左記で配布するほか、ホームページからも取得できます。
【ごみ処理場】
☎0739（24）6218
□ https://www.city.tanabe.lg.jp/seisou/index.html



の3以内（上限100万円）【事業実施補助】（ソフト事業）

■補助対象事業 令和4年4月1日～令和5年3月31日に実施する公益に寄与する地域づくり事業
■補助金額 補助対象経費の2分の1以内（上限50万円）
【共通事項】
【市内で地域づくりに取り組む】市民により組織された団体
【9月1日～30日】に、申請書に必要書類を添えて、左記へ提出してください。申請書は、左記で配布するほか、ホームページからも取得できます。
【注意】補助対象とならない団体・事業・経費があります。詳しくは左記へお問い合わせください。
【自治振興課 市民活動係（本庁舎3階）】
☎0739（26）9911
□ https://www.city.tanabe.lg.jp/jichi/index.html
◇各行政局総務課
☎19ページ参照



事業者用分別指定袋の販売を行います

10月～令和5年3月末までの6か月分の事業者用分別指定袋の販売を次のとおり行います。
購入には、事業者本人又は代理人の方が、ごみ袋代金（ごみ処理手数料）をお持ちの上、左記へお越しください。
■販売を行っている場所及び期間
◇環境課（本庁舎2階）
9月1日～5日
◇廃棄物処理課・各行政局住民福祉課（19ページ参照）
9月1日～令和5年3月31日
■ごみ袋代金（ごみ処理手数料）
1セット各10枚入り880円（消費税込み）
■購入できるセット数
①燃えるごみ 11セット（110枚）まで
②資源ごみ・プラスチックごみ・埋立てごみ 合計4セット（40枚）まで
※セット内で部分購入もできます。
※②は4セットの枠内で任意に選択し、購入することができます。
【ごみ処理場】
☎0739（24）6218



市では、町内会と連携を図り、精霊送り後の一斉清掃等環境美化活動に取り組んでいます。精霊送りの際には、次のことを守っていただくとともに、地区の町内会にも相談してください。

- ◇精霊送りの舟にバッテリーや乾電池・電球等を積んで流すことは、環境汚染になりますので、舟を流す前に必ず取り外しましょう。
- ◇海浜や河原では、送り火やお線香にとどめ、果物などのお供え物は自宅で処分しましょう。
- ※配置しているドラム缶は、せともの・焼却灰のみを入れるためのものです。近年、生ごみ等が投棄されていますので、利用する際は十分ご留意ください。
- ◇田辺扇ヶ浜海水浴場内では、精霊送りはできません。

環境課 環境対策係(本庁舎2階)
☎0739 (26) 9927



景観保全地区とは、世界遺産の文化的景観の保全を図るため配慮していたく範囲のことで、参詣道の場合は両側約50mを指定しています。

この地域内で、左記を行う場合は、面積・高さ・色彩等を基準に合わせていただくとともに、事前に申請が必要です。詳しくは、ホームページをご覧ください。

- ◇建築物(工作物)の新・増・改築
- ◇広告物(看板)等の設置又は改修
- ◇土地の形状変更
- ◇鉱物の掘採、土石の採取
- ◇水面の埋め立て
- ◇木竹の伐採

文化振興課 文化財係(市民総合センター3階)
☎0739 (26) 9943
https://www.city.tanabe.lg.jp/bunshin/bunkazai/tanabeshi_keikan.html

お盆の精霊送りについてのお願い

景観保全地区内行為(変更)許可申請書について

備えて安心! 防災コラム

第92回 大雨のパターン



天気予報などで「前線」という言葉を聞いたことはあるでしょうか。前線とは、暖かい空気と冷たい空気や湿った空気と乾いた空気のように性質が異なる空気が接する部分をいいます。前線の周辺は温度差が大きく、暖かい空気が冷たい空気の上へ移動することで上昇気流となって雲を発生させるため、雨の降りやすい状態となります。これらのうち、梅雨前線や秋雨前線などは、同じ場所で長時間にわたって停滞し、断続的に雨を降らせることから、大雨による災害が起きやすい状況となります。

こうした活発な前線に台風が近づいてく

るとどうなるのでしょうか。台風が南の海上にある場合、台風の周囲を吹く強い風によって暖かく湿った空気が前線へと流れ込みます。このため、もとの前線付近よりもさらに暖かく湿った空気となり、大量の雨を降らせます。注意しなければならないことは、台風がはるか南の海上にあっても大雨になる可能性があるということです。

停滞している前線に、南の海上の台風が影響を及ぼすケースは、大雨となる典型的なパターンです。前線が活発で既に大雨となっているところへ台風がゆっくりと近づいて来るような場合は注意が必要です。

農業者年金制度に加入して、安心で豊かな老後を迎えましょう

農業者年金制度は、安心して加入でき、メリットの多い制度です。

左記の全てを満たす方

- ◇国民年金第1号被保険者(保険料免除者を除く)
- ◇年間60日以上農業に従事する方
- ◇20歳~64歳(60歳~64歳の方は国民年金の任意加入者が対象)

■保険料について

◇保険料の額
月額2万円~6万7000円で千円単位で自由に設定でき、いつでも見直し可能(35歳未満の方は1万円から加入可能)

◇税制面で大きな優遇措置
支払った保険料は、全額が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税が節税されます。経営主が家族の分の保険料をまとめて控除することもできます。

◇保険料の国庫補助を受けられる
認定農業者など、一定の条件を満たす必要があります。

■終身年金です
原則65歳から生涯受給できます。また、80歳までに亡くなられた場合は、死亡一時金が遺族の方に支給されます。

農地の有効利用に努めましょう

農地を所有している方は、草刈りなど、適正な管理が必要です。また、農地の売買や宅地等への転用については、農地法の許可が必要です。

市農業委員会では、農地パトロールによる農地の利用状況や耕作放棄地の実態把握、農地の貸し借り等有効利用を進めています。

農地の有効利用と耕作放棄地の発生防止にご協力をお願いします。

環境委員会事務局(本庁舎別館1階)
☎0739 (26) 9946



主な電話番号等

- 田辺市役所 ☎646-8545 新屋敷町1
☎0739-22-5300(代) ☎0739-22-5310
- 市民総合センター ☎646-0028 高雄一丁目23-1
☎0739-26-4900(代) ☎0739-26-4914
- 龍神行政局 ☎645-0415 龍神村西376
☎0739-78-0111(代) ☎0739-78-0116
- 中辺路行政局 ☎646-1492 中辺路町栗栖川396-1
☎0739-64-0500(代) ☎0739-64-0966
- 大塔行政局 ☎646-1192 鮎川2567-1
☎0739-48-0301(代) ☎0739-49-0359
- 本宮行政局 ☎647-1792 本宮町本宮219
☎0735-42-0070(代) ☎0735-42-0239
- 市水道事業所 ☎646-0028 高雄三丁目18-1
☎0739-24-0011(代) ☎0739-24-7910
- 市ごみ処理場 ☎646-0053 元町2291-6
☎0739-24-6218(代) ☎0739-24-4068

電話案内サービス

- 防災行政テレフォンガイド
☎0120-963-910
※防災行政無線を確認する電話案内サービスです。
- 救急安心センター ☎#7119
※つながりにくい場合は、市消防本部(☎0739-22-0119)へご連絡ください。

休日急患診療

田辺広域休日急患診療所(市民総合センター玄関右側)
内科・小児科系、歯科の応急診療
日時 9時~11時30分、13時~16時
(※小児科のみ、⊕18時~21時30分も診療を行っています。)
☎0739-26-4909



防災行政メール等



全国版救急受診ガイド「Q助」